

## 寒河江市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 措置の対象者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する被保険者で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人が家族等から虐待又は無視を受けていることにより、本人の意思に反して介護サービスの利用契約が締結できない者
- (2) 本人が認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、寒河江市福祉事務所長（以下「所長」という。）がやむを得ない事由と認める者

### (措置の内容)

第 3 条 所長は、前条に規定する対象者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護を提供すること。
- (2) 介護保険法に規定する通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認証対応型通所介護を提供すること。
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供すること。
- (4) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供すること。
- (5) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を提供すること。
- (6) 介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所すること。

### (措置の決定及び開始)

第 4 条 所長は、対象者であると見込まれるものを発見し、又は対象者であると見込まれる者について関係機関から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

2 所長は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応

じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

3 所長は、第 1 項の実態調査及び第 2 項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる次項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

- (1) 当該者の意思及び尊厳
- (2) 当該者及び家族等の経済的事情
- (3) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (4) 近隣住民等の生活への影響
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 所長は、前項の規定により措置の決定を行ったときは、措置決定通知書（様式第 1 号）により当該者に通知するものとする。

5 所長は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

#### （事業の委託）

第 5 条 所長は、措置委託決定通知書（様式第 2 号）により、介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者並びに同法第 48 条第 1 項に規定する指定施設サービス等を行う者（以下これらを「事業者」という。）に第 3 条の各号に掲げるサービスの提供を行うことを委託するものとする。

2 所長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由がなく拒んだときは、法第 20 条の規定に基づき委託するものとする。

#### （費用の支弁）

第 6 条 市長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、又は介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額）を支弁する費用から除くものとする。

#### （費用の請求）

第 7 条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書（様式第 3 号）により市長に請求するものとする。

#### （費用の徴収）

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により費用を支弁したときは、法第 28 条の規定に基づき、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴

収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合は、費用の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になったとき。
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化しているとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、費用の徴収が著しく困難であると市長が認めたとき。

#### (措置の変更)

第9条 所長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認めるときは、措置を変更するものとする。

2 所長は、前項の規定により措置を変更したときは、当該措置に係る者及び当該事業者に対し、様式第1号及び様式第2号により通知するものとする。

#### (措置の解除)

第10条 所長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当するときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
  - (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めるとき。
- 2 所長は、前項の規定により措置を解除したときは、当該措置に係る者及び当該事業者に対し、様式第1号及び様式第2号により通知するものとする。

#### (成年後見制度の活用)

第11条 所長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなど、その他成年後見制度を活用できるようにするため援助を行うものとする。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。

番 号  
年 月 日

様

寒河江市福祉事務所長

印

## 措置決定通知書

(開始・解除・変更)

老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号並びに寒河江市老人福祉法に基づきやむを得ない事由による措置要綱第4条第4項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏名		生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号 )		
措置区分	開始・解除・変更	実施 年 月 日	年 月 日から実施	
決定内容 (変更・解除を含む。)				
決定理由				
措置を受ける人の 自己負担	有・無 (自己負担額 円)			
その他				

## 審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で寒河江市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

番 号  
年 月 日

様

寒河江市福祉事務所長

印

## 措置委託決定通知書

(開始・解除・変更)

老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号並びに寒河江老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり決定したので通知します。

措置を受ける人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	住 所			
	要介護度	(被保険者番号 )		
措置区分	開始・解除・変更	実 施 年 月 日	年 月 日から実施	
決 定 内 容 (変更・解除を含む。)				
決 定 理 由				
措置を受ける人の 自 己 負 担	有・無 (自己負担額 円)			
そ の 他				

# 措置費請求書

年 月 日

寒河江市長

様

事業者・施設名

所在地

代表者名

印

寒河江市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱第 7 条の規定に基づき、  
次のとおり請求します。

措置 対象者	氏名		生年 月日	年月日 (満 歳)
	住所			
	要介護度	(被保険者番号 )		
請求金額	金 円(うち消費税 円)			
提供したサービスの 内訳と積算				